

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年6月まで

社会保険事務所から、昭和36年4月から45年6月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。しかし、43年3月までの期間については、A市で同じ宿舎に住んでいた隣人の女性と共に国民年金に任意加入し、間違いなく納付していた。隣人の女性は納付済みとされているのに、私は未加入とされているのは納付できない。

また、夫の転勤に伴いB市へ転居した昭和43年4月以降についても、国民年金保険料を納付していたと思うが、未加入期間とされている。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共に国民年金に任意加入し、保険料を納付していたとする隣人の女性は、「私の夫が国民年金の任意加入を勧めたので、当時、親しくしていた申立人と共に近くの区役所で国民年金の加入手続をして一緒に保険料を納付していた。」と証言している。

また、申立人が納付していたと記憶する保険料額は当時の保険料と一致する上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、証言者である隣人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年4月23日に、申立人と同姓同名の者の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、行政側に何らかの不手際があった可能性も考えられる。

しかしながら、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人と一緒に国民年金に任意加入し保険料を納付したとする隣人の納付記録も確認できず(隣人は同年3月28日に国民年金の被保険者資格を取得していることから同年2月までは任意の未加入期間であり、同年3月分は未納)、申立人の夫

がC県に転勤となった43年4月から45年6月までの期間については、当時の保険料の納付方法等について申立人に明確な記憶が無い上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

申立期間当時は体調を崩していたため、夫がA市B区役所へ出向き、国民年金保険料の免除申請を行った。免除申請の方法は、集金人から指導を受けたもので、集金人は知人であったため、丁寧に説明を受けた。

申立期間が未納とされているが、申請免除されたものと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和43年3月から61年3月までの長期にわたり国民年金に任意加入し、50年4月以降は付加保険料も納付するなど、年金に対する関心は高かったものと思われる。

また、申立人の夫は、申立期間当時に申立人が体調を崩していたため、集金人から説明を受けて免除申請をしたことを具体的に陳述しており、免除申請を行ったものと考えられる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年6月29日に払い出されていることから、申立期間のうち、36年4月から37年3月までについては、制度上申請免除はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年3月31日から同年4月2日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月2日まで

昭和39年3月31日付けで、A社C研究所から同社B本社へ転勤となった。ところが厚生年金保険被保険者記録について、B本社における資格取得年月日が同年4月2日となっており、1か月の空白が生じている。ついては、B本社における資格取得年月日を同年3月31日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書、D健康保険組合の健康保険被保険者資格取得証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年3月31日に同社C研究所から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和39年4月2日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年9月28日から同年11月17日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を同年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から同年11月17日まで
昭和39年9月28日付けでA社C工場から同社B事業場へ転勤となった。ところが、B事業場における資格取得年月日が同年11月17日となっており2か月の空白が生じている。ついては、B事業場における資格取得年月日を同年9月28日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書、D健康保険組合の健康保険被保険者資格取得証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年9月28日に同社C工場から同社B事業場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和39年11月17日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年9月28日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を同年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月28日から同年10月1日まで
昭和46年9月28日付けで、A社C工場から同社B事業場に転勤となった。ところが、B事業場における厚生年金保険の資格取得年月日が同年10月1日となっており、1か月の空白が生じている。ついては、B事業場の資格取得年月日を同年9月28日に訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書、A健康保険組合の健康保険被保険者資格取得証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年9月28日に同社C工場から同社B事業場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和46年10月1日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月28日から同年9月15日まで

昭和37年8月末にA社C工場から同社B工場に技術指導に行ったが、継続して勤務しており同社を退職したことなどはない。申立期間が空白となっていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言などから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年8月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和43年3月にA事業所を退職した後、B市役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は婦人会の組長さんが集金に来ていたので、父から預かったお金を私が渡していた。20歳の誕生日から1年間の保険料は納付済みとなっているのに、その後の1年間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月19日に払い出され、43年*月*日の20歳にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立期間の保険料は過年度保険料となり、婦人会の集金により納付することはできない。

また、申立人は申立期間の保険料については、父から預かったお金を自分で集金人に納付していたと主張しているが、保険料額及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から61年3月まで

私は公務員の妻のため、国民年金には加入していなかったが、昭和45年ごろA市役所から「強制加入になったので国民年金に加入してください。」と通知があり、その時から婦人会の集金や支所あるいは郵便局で保険料を61年3月まで納付した記憶があるので、申立期間が未加入とされているのは、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から61年3月まで国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年9月30日に払い出され、同年4月1日に国民年金第1号被保険者として資格取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の夫は、昭和58年3月まで共済組合の組合員であり、この時点で退職年金の受給資格を満たしていることから、申立期間について申立人は国民年金の任意加入対象者であり、申立人が強制加入対象者となったのは61年4月の年金制度改正後のことである。

さらに、A市役所は、国民年金の強制加入の通知については、昭和61年4月の年金制度改正時に、同年3月15日号の市の広報で国民年金強制加入案内をしたとしており、それ以前に強制加入の通知は送付していないとしている。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続、納付状況に係る記憶が曖昧である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私が20歳のころ、国民年金に加入しなければならないことを会社で話したところ、当時の社長が、「国民年金は、会社で掛けてあげる。」と言っていたのに、昭和40年4月以降の納付記録しかなく、申立期間について未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は、昭和40年5月11日であり、この時点では37年4月から38年3月までの国民年金保険料は、時効により納付できない期間である。

また、申立人が勤務していた会社の社長が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付したとする社長も既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から同年11月までの期間及び44年9月から45年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から同年11月まで
② 昭和44年9月から45年5月まで

国民年金については、昭和36年4月に加入して以降すべて保険料を納付してきたので、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和40年4月1日に資格喪失し、42年12月7日に資格取得（任意）と記されていること、及びA県B市が保管している42年度検認記録欄に「42.12.7再取得届」と記載されていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することができない。

申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳には、C市へ転居後の昭和44年9月19日に資格を喪失し、D県E市へ転居後の45年6月24日に資格取得（任意）と記されていること、及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録の44年9月欄に「資格喪失」と記載されていることから、申立期間②も国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することができない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年10月までの期間、同年12月から46年6月までの期間及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年10月まで
② 昭和45年12月から46年6月まで
③ 昭和46年9月から48年3月まで

私が20歳になった時に、父親が国民年金の加入手続をし、A町の集金人に保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月8日に夫婦連番で払い出されており、申立人が20歳となった42年*月*日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、この時点では、申立期間①及び②は、制度上時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間③は、過年度となるため、町の集金人に保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間③の一部は婚姻後の期間であるため、父親が保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 9 日から 43 年 8 月 6 日まで
② 昭和 43 年 11 月 5 日から 50 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

申立期間①、②及び③について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が当時の給与と比べて低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②及び③について、A社及びB社が加入していたC厚生年金基金（平成20年11月26日解散）の加入記録を管理している企業年金連合会は、「昭和45年11月（基金設立）から平成元年3月までの申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と相違が無い。」と回答している。

さらに、当時の複数の同僚は、「私の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録どおりで間違いないと思う。当時は販売実績に応じて販売手当が付いていたと思う。」と証言しているところ、B社は、「昭和50年9月に弊社とA社が合併した。当時、販売職には販売手当が支給されており、実際の給与総額は変動があったと思われるが、標準報酬月額は固定給のみに基づき決定されていたと思われる。」と回答している。

加えて、いずれの申立期間についても社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、さかのぼって標準報酬月額の訂正は行われておらず、当該被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、社会保険庁の

オンライン記録とも一致しているため、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 5 月 2 日まで
昭和 37 年 7 月ごろ、A社に本採用され、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、A社における申立人の資格取得年月日は、昭和 38 年 5 月 2 日であることが確認できる。

また、A社は、「申立てに係る資料等が残っていない。当時の詳しい状況は不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得年月日が昭和 38 年 5 月 2 日であるので、資格取得前の申立期間については、厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について、当時の複数の同僚から聴取しても、申立ての事実をうかがわせる証言等を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は健康保険の整理番号*番として昭和 38 年 5 月 2 日に資格取得していることが確認できるとともに、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、高校卒業後すぐにA事業所に入社し、昭和 40 年 4 月にBで研修を受けたのが初めての勤務である。しかし、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入が同年 6 月 1 日からとされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 40 年 4 月 1 日に臨時雇用員で採用され、半月ほどBで研修を受け、その後Cへ配属された。」と申し立てているが、申立人と同じ昭和 40 年 6 月 1 日にA事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、申立人と同じく「昭和 40 年 4 月に臨時雇用員の身分で採用された。」と回答しており、このうちの一人は、同年 4 月 1 日交付の「日雇労働者健康保険被保険者手帳」を所持しており、「4 月分印紙ちょう付記録」欄には、21 枚の 20 円健康保険印紙がはり付けられていることが確認できる。

また、A事業所の福利厚生業務を行っているD社の担当者は、「臨時雇用員は2か月更新が多かったようで、事業所ごとに異なるが、2か月や4か月の試用期間を経て、勤務日数など一定の条件を満たした者については、社会保険に加入していたようである。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から平成 2 年 8 月ごろまで
A社に昭和 61 年 3 月 21 日に入社し、平成 2 年 8 月ごろまで勤務していた。ところが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 62 年 8 月 21 日とされており、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚に聴取したところ、「申立人とは、小、中学校の同級生であり友人である。彼と二人でA社を辞めて、B社に一緒に入社した。A社を辞めたのは、昭和 62 年 8 月だったと思う。」との証言があり、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格喪失日も申立人と同じ 62 年 8 月 21 日となっている。

また、申立人のA社における雇用保険の加入期間も厚生年金保険の加入期間と同一となっている。

さらに、A社は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保有しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。